

会則の変更、追加

1: 役員の件 顧問を設置して役員の継続性を図るため、4条6項を追加。

4条 6. 顧問 1名

2: 役員の選出の件 顧問の選出を定める。第7条5項を追加

7条 5. 顧問は会長が代わった時、前年度会長が行う。前年度副会長が行うことも可能とする。

3: 役員の職務の件 顧問の職務 第8条6項を追加

8条 6. 顧問は会運営のため助言を行う。

2: 役員任期の件 会長の再再任は禁止 第10条 変更

10条変更前 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

10条変更後 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げないが会長の再再任は行わないこととする。

別紙として 会則改訂案全文 をつけます。

以上